



Title	法整備支援は法制度の「類似性」を生むか
Author(s)	
Citation	令和7（2025）年度学部学生による自主研究奨励事業 研究成果報告書．2026
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/104716
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

令和7年度大阪大学未来基金「学部学生による自主研究奨励事業」研究成果報告書					
ふりがな氏名	ふい にゅん あん BUI NHUNG ANH	学部 学科	法学部 国際公共政策学 科	学年	3 年
ふりがな 共 同 研究者氏名		学部 学科		学年	年
					年
					年
アドバイザー教員氏名	片桐 梓	所属	国際公共政策研究科		
研究課題名	法整備支援は法制度の「類似性」を生むか				
研究成果の概要	研究目的、研究計画、研究方法、研究経過、研究成果等について記述すること。必要に応じて用紙を追加してもよい。（先行する研究を引用する場合は、「阪大生のためのアカデミックライティング入門」に従い、盗作剽窃にならないように引用部分を明示し文末に参考文献リストをつけること。）				

A. 研究目的

A-1. 研究の動機

法整備支援は、時間的・財政的・人的資源を伴うコストの高い政策手段である。それにもかかわらず、多くの国が長期にわたり法整備支援を継続している。このことは、法整備支援が何らかの効果をもたらすと期待されてきたのではないだろうか。では、法整備支援はどのような効果を期待され、実現されたのか。本研究は、この問いから出発する。

支援国の政府文書や関連報告書において、法整備支援は長らく、法の支配や制度能力の向上といった規範的目的から説明されることが多かった。しかし 2010 年代以降、とりわけアメリカをはじめとする支援国の関連報告書等で、法整備支援が支援国にとっての実質的利益、すなわち自国企業の外国直接投資（FDI）環境の整備に資する手段として明示的に位置づけられるようになった¹。日本においても、法整備支援の指針は、2009 年まで掲げられていた「法の支配の定着」「環境整備」「グローバルルールの遵守」などといった目的に加え、2013 年には「日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援」が明示的に盛り込まれている²。

一方で、海外直接投資の決定要因に関するサーベイでは、①ビジネスのしやすさ、②政治環境の安定性、③法の支配の強さが主要な要因として挙げられている³。仮に法整備支援の主たる目的を自国企業の外国直接投資促進に比重を置くのであれば、これらの要因のうち、とりわけ「ビジネスのしやすさ」を支援先国において実現することが重点的に追求されることになるだろう。

本研究は、この点に着目し、法整備支援を経験した国の外国直接投資規制が、そうでない国と比べてどのような制度的特徴を持つのかを検討する。とりわけ、法整備支援が、支援国の制度と

の類似化（H1）や、投資規制の緩和（H2）を通じて、支援先国における「ビジネスのしやすさ」を実際に実現しているのかを分析する。

A-2. 先行研究の文脈における本研究の位置付け

A-2-1. 開発理論と深く絡まる法整備支援の目的

本研究で対象とする法整備支援は、ODA として実施される支援であり、行動面では一般に「支援受入国が行う法・司法制度およびこれに関連する制度整備の努力を支援すること」⁴と説明される。このように、法整備支援は何を行っているのかという点については、比較的明確に定義することができる。

一方で、法整備支援が何を目的として実施されているのかについては、必ずしも一義的に説明することができない。法整備支援の目的はしばしば、開発理論の文脈で語られ、その時代ごとの開発理論と深く結びつきながら展開してきたと指摘されている⁵。例えば、法整備支援の第一段階（1960 年代）⁶では、ロストウの経済成長段階論と「輸入代替工業化」の発想の下で、経済発展を促す制度整備が重視された⁷。それが第二段階（1980 年代）⁸には、構造調整の発想に影響を受け、規制緩和や市場化が支援内容の中心となった⁹。さらに、現在の法整備支援である第三段階（1990 年代以降）¹⁰では、「良い政府（good government）、および良い政府が市場と手を相携えた国家における良い統治（good governance）」の発想の下に法整備支援の目的があるとされている¹¹。

つまり、1990 年以前の法整備支援では「法律」そのものが対象とされていたのに対し、1990 年代以降は法制度がガバナンスの一部として理解され、「法の支配と開発」という文脈で意味づけられるようになったと理解されている¹²。しかし同時に、現在の法整備支援の目的は、1990 年

代以降の混迷する開発理論に影響され、「経済開発、グッド・ガバナンス、法の支配、エンパワメント、平和構築など」と拡散し、支援が要請へ応じられているかが不明確という懸念も存在する¹³。

本研究は、このような状況の中で、2010年代以降、これまで副次的な目的だった*自国投資家の投資先づくり*という目的が支援国側のインセンティブとして明示化された点に注目する。この目的の明示化は、法整備支援の目的構造を一層複雑化させ、「支援が要請へ応じられているか」が、より不明確になる可能性を考える。

A-2-2. 「法の移植」として論じられる法整備支援

法整備支援は、「法の移植」あるいは「法の継受」という文脈で論じられてきた¹⁴。これらの議論に共通する論点は、一国の法制度が他国に導入されたとき、受入国の法制度が、移植・継受元と同質の形で実際に機能しうるのかという点にある。この点について、先行研究の間では見解が分かれている。すなわち、法制度の導入それ自体が、受入国においても一定の制度的効果を発揮すると捉える立場がある一方で、その効果の現れ方は受入国の社会的・制度的文脈に強く依存し、移植・継受元と同様の制度として機能するとは限らないと捉える立場もある。

前者の立場を代表するのが、La Porta et al. による“Legal Origin Theory”である。La Porta et al. (1998, 2008) は各国を English, German, French, Scandinavian といった法起源に分類し、法起源の違いが株主保護、債権者保護¹⁵、外部投資家の保護¹⁶に差異をもたらしていることを示した。つまり、彼らの議論は、法の継受が受入国の制度に一定の影響を及ぼしうることを示唆している。

これに対し、Berkowitz et al. (2003) は、法制度の移植が移植元と同様の機能を自動的に生み出すとは限らないと指摘する。彼らは、法典上の法 (“law on the books”) と実際に機能する法 (“law in action”) を区別し¹⁷、法典は西欧法への収斂が見られる場合であっても、法制度の実際の機能や有効性は国ごとに大きく異なり続けていると主張する¹⁸。すなわち、法は認知的制度 (“cognitive institution”) ¹⁹であり、受入国の社会的価値観と整合的な法制度は機能する一方で、そうでない法制度は形骸化する可能性が高い、という主張と理解できる。

仮に法整備支援を「ある国に外国人が赴いて主権国家の作用である立法・司法・法執行に何らかの形で関与しようとする」「違和感」²⁰ある行為として捉えるならば、他国の法制度が受入国においてそのまま機能することについては慎重に考える必要がある。

もっとも、受け入れ国自身が、外国投資家に対して自国の制度が投資家母国の法的基準に適合していることをシグナルとして示そうとする戦略的判断のもとで、特定の法制度を参照・採用する可能性も指摘されている²¹。

しかし、本研究は、こうした受入国の選択可能性を前提にしつつも、法制度の実際の機能は、最終的には受入国の社会的・制度的文脈との適合性に左右されるとする Berkowitz の主張に近い視点を採用する。すなわち、受入国の要望の有無に関わらず、受入国の制度的文脈を十分に考慮しない法整備支援は、形式的な制度導入にとどまり、「形骸化」する可能性があると考ええる。

A-2-3. 類似した制度環境への投資行動

海外投資行動に関する研究では、投資家が自国と類似した制度環境を有する国を投資先として選好する傾向が指摘されている²²。Beezer & Blake (2018) は、投資家が自国と同程度の司法の

独立性を有する国に投資する可能性が高いことを実証し、そのロジックとして、投資家が自国の政治的・法的制度の下で形成してきたスキルや経験を、海外投資においても活用しやすい制度環境を選好する点を挙げている²³。

本研究の文脈では、仮に法整備支援が制度的変化を生み出し、その変化が投資家にとって経験を活かしやすい環境（≒投資家母国との類似）を形成するのであれば、支援国の投資家による直接投資が促進される可能性がある。もっとも、投資判断において重視されるのは形式的な法制度ではなく、実際に機能する制度環境（"law in action"）である点には留意が必要である。

A-2-4. 先行研究の小括

以上の先行研究は、本研究における法整備支援をめぐって、少なくとも三つの重要な論点を示している。第一に、1990年代以降の法整備支援は、開発理論の変遷や支援国側のインセンティブの変化を背景として目的が複雑化しており、「支援の要請」に対応できているのかが不明確になっている点である。第二に、移植・継受された法制度は、受入国の社会的・制度的文脈との適合性に依存して機能し、その適合性を欠く場合には、制度が「形骸化」する可能性がある点である。第三に、投資家が制度環境の類似性を重要な判断材料として投資先を選択する可能性がある点である。

A-3. 仮説の提示

以上を踏まえると、法整備支援を通じて制度が導入された場合であっても、その制度がどのような形で機能するのかについては一様ではないことを示している。

本研究は、こうした背景を下に、法整備支援が支援国投資家にとっての「ビジネスのしやすさ」を実際に形成しているのかを検討するため、以下の仮説を設定する。

A-3-1. 仮説① (H1) : 類似度に着目

これまでの議論を踏まえ、法整備支援を通じて支援先国の制度が支援国の制度と類似することは、投資家にとって制度的予測可能性を高め、「ビジネスのしやすい」環境を形成すると考えられる。この点を検証するため、次の仮説を設定する。

【H1：類似度】

法整備支援を一度でも受けた国（レシピエント国）は、法整備支援を一度でも行なった国（ドナー国）と比較して、「ビジネスのしやすさ」を示す制度的指標に有意な差はない。

A-3-2. 仮説② (H2) : 規制水準とその変化に着目

もっとも、外国参入規制が厳しいほど外国直接投資（FDI）の流入が抑制されることが実証されている²⁴。したがって、投資家にとっては、制度が支援国と類似しているか否かに加えて、参入規制の水準そのものが緩やかであること自体が、「ビジネスのしやすい」環境を形成すると考えられる。そこで本研究は、以下の仮説を設定する。

【H2-1：水準そのもの】

法整備支援を一度でも受けた国（レシピエント国）は、法整備支援を一度でも行なった国（ドナー国）と比較して、FDI 参入規制の水準に有意な差がある。

さらに、法整備支援を通じて支援国の制度的影響が及ぶのであれば、FDI 参入規制の水準は時間を通じて変化する可能性がある。また、その変化の有無や方向性は、法整備支援の継続性や途切れの有無によって左右されると考えられる。そこで本研究は、以下の仮説を設定する。

【H2-2：規制水準の変化の有無】

法整備支援を一度でも受けた国（レシピエント国）は、
法整備支援を一度も受けたことがない国と比べ、FDI 参入規制が変化する可能性が高い。

【H2-3：規制水準の変化の方向性】

FDI 参入規制が変化する場合、その変化は規制緩和の方向に進み、
この傾向は法整備支援の継続期間や途切れの有無によって異なる。

最後に、規制水準の変化は、単なる緩和にとどまらず、支援国の制度水準への接近として現れる可能性もあるため、以下の仮説を設定する。

【H2-4：変化の向き先】

法整備支援を一度でも受けた国（レシピエント国）において
変化した FDI 参入規制は、ドナー国の規制水準に類似する方向で現れる。

B. 研究方法²⁵

本研究では、法整備支援が「ビジネスのしやすさ」を実際に形成しているのかを検証するため、ケーススタディと計量分析を組み合わせた分析を行う。具体的には、まず個別事例を通じて問題の所在を明らかにした上で、その背景にある制度的要因（≡法起源）が一般的な傾向として観察されるのかを計量的に検証する。

B-1. ケーススタディ

ケーススタディでは、アメリカによるベトナムへの法整備支援（USAID STAR PROGRAMS）を取り上げる。当該支援は、後続プログラムにおいて米国企業の外国直接投資環境の整備が目的として明示された点で特徴的であり、海外投資を目的とした法整備支援の制度的帰結を検討するのに適している。

B-2. 計量分析

B-2-1. 全体の把握 (H1, H2-1)

まず、法整備支援²⁶の経験がある国の制度が支援国の制度に類似しているか (H1)、また支援国と比べて外国参入規制の水準が緩やかであるか (H2-1) を把握する。

前者については、World Bank の Doing Business に含まれる「Ease of Doing Business Score」を用い、支援国と支援先国のスコア差が小さいほど、両国のビジネス環境が類似していると捉える。後者については、OECD の FDI Regulatory Restrictiveness Index (FDIRRI) を用い、スコアが0に近いほど、外国投資家に対する参入規制が緩やかであると解釈する。

いずれの指標においても、比較するベースは法整備支援を一度でも実施した国とし、法整備支援を一度でも受けた国とのスコア差を標準偏差によって算出する。

B-2-2. 法の起源の考慮 (H2-2, H2-3, H2-4)

まず、法整備支援が規制水準の「変化」をもたらしているかを検討するため、国×年×セクター別 FDIRRI を用いて、参入規制が変化したか否かを分析する (H2-2)。その上で、規制が変化した場合に、その方向が規制緩和であるか (H2-3)、またその変化が支援国の規制水準に近づく方向で生じているか (H2-4) を国×年別に集計された FDIRRI を用い、検討する。

もっとも、ケーススタディで観察された制度的帰結は、法整備支援の成否のみならず、法の起源に固有の制度的特性による影響である可能性も否定できない。ベトナムは La Porta et al.

(2008) による法起源分類では French 法起源に属する国であり、同理論においては外部投資家の保護が相対的に弱い制度環境を有するとされている²⁷。

この点を踏まえ、これらの指標においては、比較するベースは法整備支援を受けたことのない French 法起源の国とする。これは、ケーススタディで観察された制度的帰結が、法整備支援による影響なのか、法起源に固有の制度特性によるものなのかを切り分けて検討するためである。

C. 研究成果

C-1. ケーススタディ：ベトナムにおける USAID の STAR PROGRAMS

～自国投資家への良い環境づくりになったのか？～

本節では、ベトナムに対するアメリカ (USAID) の The Support for Trade Acceleration Project (STAR) を事例として取り上げ、法整備支援が「自国投資家の外国直接投資促進」という目的を明示的に掲げた場合であっても、制度が想定された形で機能しない可能性を検討する。

C-1-1. STAR I : BTA 履行を中心とする法・規制改革支援

STAR I (2001–2006) は、米越二国間通商協定の交渉・履行に関わる制度整備支援の文脈で位置づけられていた。米下院の委員会文書では、当該支援は、ベトナムの「法・規制枠組みの変更」を理解・実施する支援を行っていることを述べ²⁸、米企業の投資先の環境づくりの話はなかった。

C-1-2. STAR II/PLUS : 投資目的の明示化

これに対し、後継の STAR II（2006–2010）および STAR Plus では、貿易改革に加えて投資改革が目的として明示されるようになり、投資・貿易・民間部門成長にとって魅力的な環境を確保することを目的としている²⁹。このように、後継プログラムでは投資が目的に明示的に組み込まれ、法整備支援に、自国企業の外国直接投資環境の整備が強く意識されていたと理解できる。

C-1-3. 投資目的化の下での制度設計と現実の「ギャップ」：仲裁法支援を例に

もっとも、法整備支援における投資目的の明示化が、そのまま投資先国の制度変更に繋がり、それが支援国の投資家にとって好ましい環境になるとは限らない。佐藤（2021）は、STAR PROGRAMS の一部としてアメリカが行ったベトナムに対する仲裁法起草支援の評価で、起草の背景に国際仲裁の促進を通じて外国投資家の権利実現を容易にし、市場経済化を加速させようとする狙いがあった可能性があるとして述べ、制度設計が直ちに実務を変えるわけではない点を繰り返し強調し、当該支援活動の限界を論じている³⁰。

具体的には、米国側は、外国投資家の権利実現を促す制度設計として、仲裁廷が保全措置を命じ得る規定（当時の仲裁法 33 条）を設けたとされる。しかし佐藤（2021）によれば、その後、ベトナムの裁判所が同規定に基づいて保全処分を命じた事例は確認されていない。さらに、国内の実情を背景として、不当な仲裁人が損害賠償責任を負う条項（商事仲裁法 49 条 5 項）が追加され、結果として米国側の「目論見」とは遠のいたと彼は評価する。佐藤（2021）はまた、「援助

受け入れ国の政治経済社会の実態に照らして十分に分析、考慮しない立法」は「そう簡単に実務を変革することができない」と述べる。

C-1-4. ケーススタディの小括

以上の STAR PROGRAMS 事例は、STAR I から STAR II/STAR Plus への移行に見られるように、法整備支援が「自国企業の外国直接投資促進」という目的を明示的に掲げ、これにより比重を置いた場合であっても、そのこと自体が目的達成につながるわけではないことを示している。

もっとも、この制度的帰結は、法整備支援の設計や実装の問題として理解される余地がある一方で、ベトナムが French 法起源に属し、外部投資家の保護が相対的に弱いとされる制度的特性を有しているという“Legal Origin Theory”によって説明される可能性も否定できない。したがって、観察された結果が法整備支援そのものの影響なのか、それとも法の起源に固有の制度的要因によるものなのかを切り分けて検討する必要がある（→C-2-2 以降）。

C-2. 計量分析

C-2-1. 制度環境の類似性と規制水準 (H1・H2-1)

まず、法整備支援を経験した国の制度が支援国の制度に類似しているか (H1)、また支援国と比べて外国直接投資に対する参入規制の水準が緩やかであるか (H2-1) を検討した。

前者の Doing Business を用いた分析では、法整備支援を経験した支援先国は、支援国と比較して「ビジネスのしやすさ」スコアに有意な差を示しており、その差は法整備支援関係が存在しない国との比較よりも大きかった。しかも、その方向は、支援先国の方が「ビジネスがしにくい」

方向であった（Figure 1）。後者の FDIRRI を用いた分析では、支援先国の方が支援国よりも外国直接投資に対する参入規制が厳しい傾向が確認された（Figure 3）。個人主義的価値観が強い社会ほど FDI 規制が緩やかであること³¹を踏まえ、個人主義指標を統制した場合でも、この差は有意に残った（Figure 2, Figure 4）。

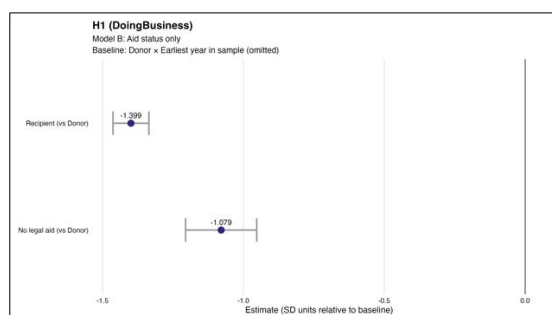


Figure 1（統制なし）

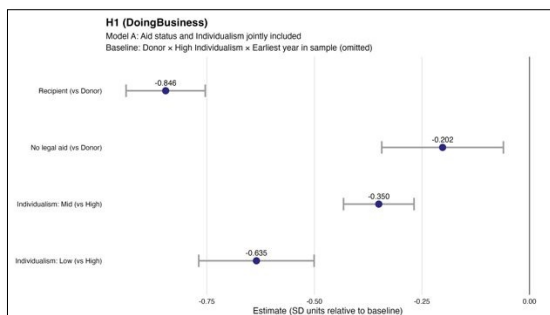


Figure 2（統制あり）

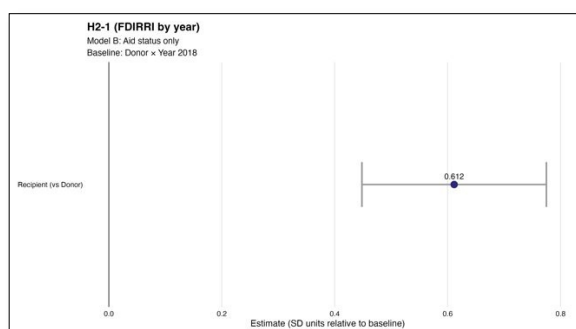


Figure 3（統制なし）

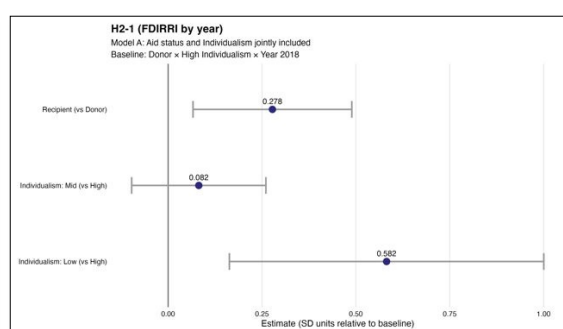


Figure 4（統制あり）

これらの結果はいずれも、制度の類似化（H1）や規制の緩やかさ（H2-1）を想定した仮説を支持しない。

C-2-2. FDI 参入規制の水準は変化するのか（H2-2）

次に、法整備支援が規制水準の「変化」そのものをもたらしているかを検討した。セクター別 FDIRRI を用いた分析の結果、制度変化の有無は一樣ではなく、法起源や支援の継続性によって大

きく左右されることが確認された。具体的には、French 法起源と比べ、German 法起源の国では、法整備支援が継続する場合に規制が変化する可能性が高い一方、English 法起源の国では、規制変化が生じにくい傾向が観察された（Figure 5、Figure 6）。

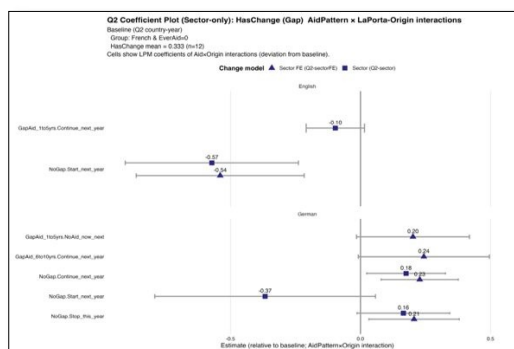


Figure 5 (DV=法整備支援の途切れ具合)

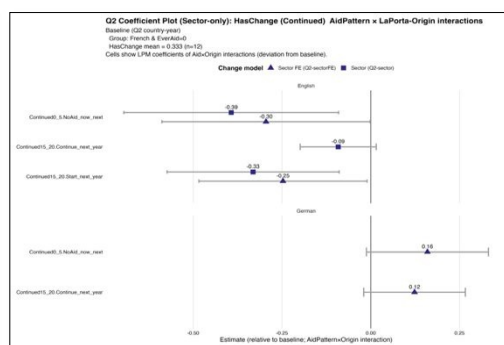


Figure 6 (DV=法整備支援の継続具合)

C-2-3. FDI 参入規制の水準はどの方向に変化するのか (H2-3)

規制が変化した場合の方向性を検討すると、French 法起源の国と比べ、English 法起源の国では規制が強化される傾向が見られたのに対し、German 法起源の国では規制が緩和される方向での変化が確認された（Figure 7）。

C-2-4. 変化した FDI 参入規制の水準はドナー国の水準に近づくのか (H2-4)

最後に、規制水準の変化がドナー国の制度に接近する形で生じているかを検討した。その結果、English 法起源の国では、参入基準が変化してもドナー国の水準に類似する傾向は弱いままだったが、法整備支援が一時的に途切れた場合には、ドナー国平均に近づく動きが一部観察された（Figure 8）。

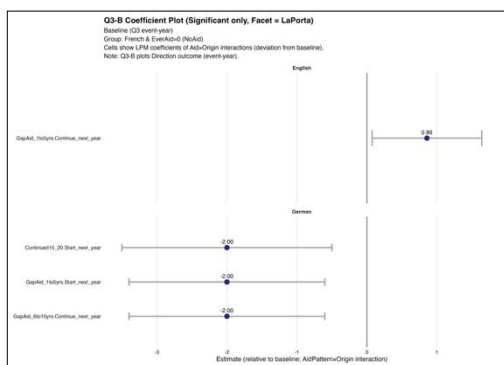


Figure 7

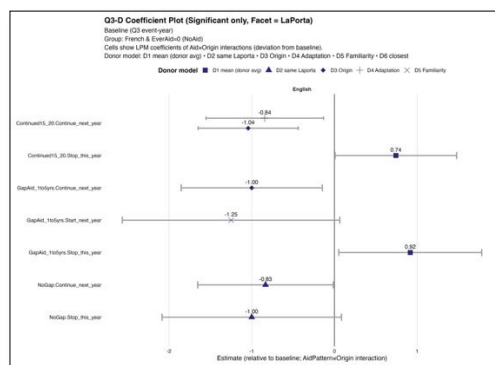


Figure 8

C-2-5. 計量分析の小括

計量分析の結果、法整備支援は、投資規制の観点から見て、支援国制度への類似化や支援先国の規制緩和を自動的にもたらすものではないことが明らかになった。

むしろ、法整備支援の制度的帰結は、支援の有無それ自体よりも、支援先国の法起源や支援の継続性といった条件によって大きく左右される³²。ただし、規制基準の変化の方向性に関しては、“Legal Origin Theory”のみでは十分に説明できないことがわかった³³。

C-3. 分析結果の総括

以上の計量分析の結果は、ケーススタディで得られた知見と整合的である。すなわち、支援国側投資家の利便性を前提とした法整備支援の制度設計が、受入国の司法能力や社会的・制度的文脈との適合性を十分に考慮しないまま進められる場合、制度は「形骸化」し得る。

この点は、法制度を認知的制度と捉え、制度の機能が受入国の社会的・制度的文脈との適合性に左右されるとする Berkowitz et al. (2003) の議論と整合的である。

したがって、法整備支援を自国企業の外国直接投資促進の手段として位置づける政策は、受入国側の社会的・制度的文脈を前提条件として組み込まない限り、結果として支援国投資家の海外投資のための環境づくりという目的そのものを損なうといえる。

D. 研究のまとめ

本研究は、法整備支援が支援先国の外国直接投資環境にどのような制度的影響を及ぼしているのかについて、計量分析とケーススタディを用いて検討した。その結果、法整備支援は、支援国への類似化や投資規制の緩和を一貫してもたらすものではなく、法起源や支援の途切れ具合や継続性といった条件の下で、異なる可能性があることが示された。

なお、香川・金子（2007）が指摘するように、外国直接投資は法整備支援が必要とされる要因の一つであり³⁴、本研究も目的それ自体を否定するものではない。しかし、支援国側の利害や自国投資家の視点が過度に前面化した法整備支援は、受入国の制度的文脈との適合性を欠き、結果として当初意図した投資環境の形成に結びつかない可能性があることを本研究は示唆している。

本研究では、1990年代以前の法整備支援に関する一次資料へのアクセスの困難にも直面した。これらは、法整備支援を対象とする実証研究が抱える構造的課題を示しており、今後の研究においては資料保存やデータ整備の重要性が一層高まると考えられる。

当初想定した仮説は必ずしも支持されなかったが、そのこと自体が、法整備支援の効果が自明ではなく、条件依存的事実であることを示す重要な知見であった。本研究は、法整備支援を自国企業の外国直接投資促進の手段として位置づける政策に対し、その制度的帰結を慎重に検討する必要性を示すものである。

-
- ¹ USAID の STAR プログラムを指す。詳細はケーススタディで述べる。
- ² 法務省、法制度整備支援に関する基本方針 改訂版 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/governance/hoshin_1305.html) 閲覧：2025/12/12)
- ³ Calamita, N. J., & Jowell, J. (2015). Risk and Return: Foreign Direct Investment and the Rule of Law. *Available at SSRN 2946685*, p.6
- ⁴ JICA (2019) 「『法の支配』の実現を目指して JICA の法整備支援の特色」、2 頁
(https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/governance/portal/ku57pq00002kg0uf-att/rule_law_2019.pdf) 閲覧：2025/12/12)
- ⁵ 香川孝三、金子由芳 (2007) 「法整備支援論：制度構築の国際協力入門」、ミネルヴァ書房、4~8 頁
- ⁶ 香川孝三、金子由芳 (2007)、5 頁
- ⁷ 小池治 (2004) 『開発援助の新潮流—「貧困削減とガバナンス改革」』、「開発協力の法と政治—国際協力研究入門—」、国際協力出版会、86 頁
- ⁸ 香川孝三、金子由芳 (2007)、5 頁
- ⁹ 松尾弘 (2009) 「良い統治と法の支配：開発法学の挑戦」、日本評論社、10 頁
- ¹⁰ 香川孝三、金子由芳 (2007)、5 頁
- ¹¹ 松尾弘 (2009)、10 頁
- ¹² 島田弦 (2021)、「第 1 章『法の支配』と法整備支援」、「多様な法世界における法整備支援(アジア法整備支援叢書)」、旬報社、30 頁
- ¹³ 香川孝三、金子由芳 (2007)、7 頁
- ¹⁴ 法の継受は「一国の法体系や法制度が他国に影響を及ぼすこと」として、法整備支援は法の移植の文脈で捉える研究 (浅野宜之 (2021)、「第 2 章 法整備支援と『法の移植』」、「多様な法世界における法整備支援(アジア法整備支援叢書)」、旬報社、49 頁) もあれば、法整備支援を「法の継受の一コマ」と捉える研究 (松尾弘 (2009)、3 1 頁) もあった。本研究では、どちらの文脈でも述べることとし、これ以上立ち入らない。
- ¹⁵ Porta, R. L., Lopez-de-Silanes, F., Shleifer, A., & Vishny, R. W. (1998). Law and finance. *Journal of political economy*, 106(6), 1113-1155, pp.1132~1134
- ¹⁶ Porta, R. L., Lopez-de-Silanes, F., & Shleifer, A. (2008). The economic consequences of legal origins. *Journal of economic literature*, 46(2), 285-332, p.286
- ¹⁷ Berkowitz, D., Pistor, K., & Richard, J. F. (2003). The transplant effect. *Am. J. Comp. L.*, 51, p.177
- ¹⁸ Berkowitz et al. (2003), p. 188
- ¹⁹ Berkowitz et al. (2003), p. 189
- ²⁰ 松尾弘 (2009)、33 頁
- ²¹ Berkowitz, D., Pistor, K., & Richard, J. F. (2003). The transplant effect. *Am. J. Comp. L.*, 51, 163, 164 頁
- ²² Beazer, Q. H., & Blake, D. J. (2018). The conditional nature of political risk: How home institutions influence the location of foreign direct investment. *American Journal of Political Science*, 62(2), 470-485.
- ²³ Beazer, Q. H., & Blake, D. J. (2018), p.472
- ²⁴ Davis, L., & Williamson, C. R. (2018). Open borders for business? Causes and consequences of the regulation of foreign entry. *Southern Economic Journal*, 85(2), 508-536.
- ²⁵ なお、本研究で用いる主要指標である FDI Regulatory Restrictiveness Index (FDIRRI) は、外国投資家に対する参入制限や差別的取扱いの有無を法制度上の規定に基づいて評価するものであり、スコアが高いほど外国投資家にとって参入しにくい制度環境、すなわち外国投資家に対する保護が弱いという解釈をする。また、La Porta et al. (2008) が提示した外部投資家保護と法起源の関係については、当該研究において外部投資家が必ずしも外国投資家と明示的に述べられていない点に留意が必要である。本研究では、この議論を外国投資家にも妥当するものと解釈し、French 法起源において海外投資家保護が相対的に弱く、Common Law 起源において強いという前提のもと、分析を行う。つまり、同理論に適合する FDIRRI スコアの高さ順は右とする：French>German>English
- ²⁶ なお、法整備支援のデータは、2002~2023：OECD の CRS: Creditor Reporting System (flows)、1999~2001：ADB、1994~2025：MOJ (日本と関連国のみ)、2005~2022：CIDA (カナダと関連国のみ)、1988~2024：USAID (アメリカと関連国のみ)。
- ²⁷ Porta, R. L., Lopez-de-Silanes, F., Shleifer, A., & Vishny, R. W. (1998). Law and finance. *Journal of political economy*, 106(6), 1113-1155, pp.1132~1134

²⁸ Congress, U. S. (2000). "COMMITTEE ON WAYS AND MEANS HOUSE OF REPRESENTATIVES", ONE HUNDRED SEVENTH CONGRESS SECOND SESSION, p.10 : "assisting Vietnam (….) to understand and implement changes to its legal and regulatory framework"

²⁹ OFFICE OF INSPECTOR GENERAL (2013) "AUDIT OF USAID/VIETNAM'S SUPPORT FOR TRADE ACCELERATION PLUS PROJECT", p.1 : "(…) to ensure an environment attractive for investment, trade, and private sector growth"

³⁰ 佐藤安信 (2021) 「ベトナム商事仲裁法、民事訴訟法の課題—外国仲裁人への損害賠償請求訴訟の事例から」、仲裁・ADR フォーラム vol.7、日本仲裁人協会、88～89 頁、本節では主にここから引用する。

³¹ Davis, L., & Williamson, C. R. (2018). Open borders for business? Causes and consequences of the regulation of foreign entry. *Southern Economic Journal*, 85(2), 508-536、p.4

³² German 法起源の国では継続的支援の下で規制緩和が観察される一方、English 法起源の国では制度変化が生じにくく、変化する場合には規制が強化される傾向が見られた

³³ とりわけ、German 法起源では La Porta の議論と整合的な側面が確認された一方（FDIRRI スコア:French>German）、English 法起源では整合的ではなかった（FDIRRI スコア:French<English）。仮に、注 25 での筆者の前提である La Porta et al. (2008) の議論が外国投資家ではなく国内投資家にのみ当てはまるもので、国内投資家の保護と海外投資家の保護が相反的なもの（つまり今の発想が逆であった）としても、彼らが主張する投資家保護の強さが English>German>French である限り、この評価は成り立つと筆者は考えている。

³⁴ 香川孝三、金子由芳（2007）、27～29 頁